

各宅地建物取引業関係団体の長 様

三重県県土整備部 建築開発課長

土砂災害警戒区域等の指定及び指定の解除(亀山市)について

平素は、本県の不動産行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて今般、亀山市において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域等が  
下記のとおり指定及び指定の解除がされましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

記

指定地区：亀山市関町坂下、関町沓掛 外  
指定年月日：令和6年3月19日  
告示番号：(指定)三重県告示第184号、第185号  
(解除)三重県告示第186号

※県公報及び指定区域図などについては、次のリンク先をご参照ください。

◆県公報

<<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001126692.pdf>>

◆指定区域図など

<[https://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284\\_00003.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm)>

事務担当 : 建築開発課 宅建業・建築士班 藤島 tel 059-224-2708 fax 059-224-3147 e-mail kenchiku@pref.mie.lg.jp
--